



耳より情報誌
お金の暮らしと



下島聰司税理士事務所

東京都杉並区西荻北2-3-9 トラストビル5F
TEL:03-6454-7471/MAIL:contact@shi-tax.com

INDEX

- 1 相続時精算課税、改正で利用者急増か
- 2-3 ビットコインに相続税はかかる?
- 4-5 親の死後に親子関係は変更できる?
- 6-7 保険金の受取人は誰でもいいの?
- 8 スマホで疲れていませんか?



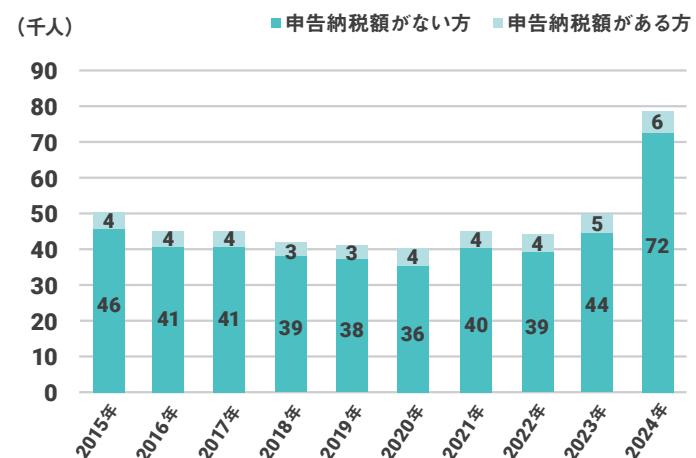
TOPIC 相続時精算課税、改正で利用者急増か

相続税対策の一つである「相続時精算課税」。2024年分の申告では、申告納税額がない方が7万2千人、申告納税額がある方は6千人でした。いずれも直近10年間で最も多い人数です。申告納税額は3年連続増加の661億円です。

2003年分以降の調査をみても、申告納税額が600億円を超えたこと、申告納税額がある方が6千人となったことは、今回が初めてです。

この背景には、令和5年度税制改正により、2024年分の贈与から相続時精算課税において、新たに基礎控除額110万円が適用できるようになったことが、影響していると考えられます。

相続時精算課税の申告状況



国税庁「令和6年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」より作成

参考：国税庁「令和6年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」
<https://www.nta.go.jp/topics/pdf/0025005-063.pdf>

＼ 教えて！ ／

相続の Q&A

今回のテーマ

ビットコインに
相続税はかかる？



Q1.

ビットコインを相続したら 相続税はかかりますか？

はい。ビットコインなどの仮想通貨（以下、暗号資産）も、相続税の対象になります。

相続税は、「金銭に見積もることができる経済的価値のある財産」を相続した場合に課税されます。相続した暗号資産もこれに含まれます。

Q2.

相続で取得した暗号資産は、どのように評価されるのですか？

暗号資産を相続により取得した場合の評価は、一般的に評価方法が定められている「評価通達」に明示されていません。評価通達に定める評価方法に準じ、「活発な市場が存在するかどうか」で分けて評価します。

「活発な市場が存在する」とは、暗号資産取引所又は暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われており、継続的に価格情報が提供されている場合をいいます。

Q3.

活発な市場が存在する場合は、どう評価するのですか？

活発な市場が存在するということは、一定の相場が成立し、客観的な交換価値が明らかになっているものと解されます。そのため、外国通貨に準じ、次の取引価格によって評価します。

活発な市場が存在する場合の評価①

相続人等の納税義務者が取引を行っている暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格

具体的には、暗号資産交換業者から提供を受けた残高証明書に記載された取引価格

その他、以下による評価でも差し支えないとされています。

活発な市場が存在する場合の評価②

- 暗号資産交換業者（暗号資産販売所）において、購入価格と売却価格がそれぞれ公表されている場合には、納税義務者が暗号資産を暗号資産交換業者に売却する価格（売却価格）
- 紳士義務者が複数の暗号資産交換業者で取引を行っている場合には、納税義務者の選択した暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格

Q4.**活発な市場が存在しない場合は、どう評価するのですか？**

活発な市場が存在しないということは、「客観的な交換価値を示す一定の相場が成立していない」と解されます。そのため、その暗号資産の内容や性質、取引実態等を勘案し、個別に評価することになります。

具体的には、売買実例価額、精通者意見価格等を参照して評価します。

Q5.**暗号資産を保有している場合、他の金融資産と異なる注意点はありますか？**

暗号資産は、取得した時期によっては、かなり価値が上がっている場合があります。

個人が暗号資産を売却したときは、所得税は総合課税（雑所得又は事業所得）となります。そのため、株式の売却などの他の金融資産と比べて、税負担が重いと考えられています。

暗号資産を保有している場合、他の財産債務や将来の相続人等の状況によって、売却して他に投資するか、相続で引き継ぐのか、判断も変わってきます。現在の価値を把握されるとともに、売却や相続に際しての税対策もあわせてご検討ください。

参考：相法2、2の2、相基通11の2-1、評通4-3、5、国税庁HP「暗号資産等に関する税務上の取扱いについて（情報）」他



もしもの時の暮らしハウツー

【今回のまなび】親の死後に親子関係は変更できる？

日々の暮らしの中で、ふと直面する相続の問題。

相談者と、相続の専門家の会話から、対処方法についてご紹介します。



相談者

認知や養子縁組といった親子関係は、相続の場面でも重要になります。これらの関係は、親や養親が亡くなった後でも変更できるのでしょうか？



専門家

「死後認知」や「死後離縁」という手続きを踏むことで、認知したり、養子縁組を終了したりできますよ。死後認知は、親が生前に認知できなかった子を、親の死後に法律上の子と認める制度です。死後離縁は、養親（又は養子）の死後に縁を切り、親族関係を終了できる制度になります。



相談者

亡くなった後でも変更できるんですね。まずは「死後認知」について、詳しく教えてください。



専門家

例えば、内縁関係（婚姻外）で生まれた子（非嫡出子）を、親が生前に認知しないまま亡くなった場合などに利用されている制度です。母との親子関係は分娩の事実で当然に生じるため、母子関係の成立に認知は不要とされるのが一般的ですが、父と非嫡出子との場合は「認知」によって法律上の親子関係が成立します。非嫡出子はそのままだと相続権が認められませんが、死後認知をすれば法律上の子として扱われ、相続人になります。



相談者

手続きできる人や期間に制限はありますか？



「死後認知」は、子やその直系卑属、またはその法定代理人が訴えを提起できます。請求期間は「その親の死亡後3年以内」です。



相談者

相続の問題もあるので、早めの方がよさそうですね。もし他の相続人たちの間で遺産分割協議が終わってしまっていたら、どうなりますか？



その場合でも、認知が認められれば「価額による支払請求」ができます。現相続人は被認知者の出現により相続権を有しなかつたことになりますので、相続回復請求権による請求も可能だと思います。



相談者

続いて「死後離縁」についても教えてください。



養子縁組をしていたけれど、養親や養子が亡くなった後に親族関係を終わらせたい、というときに使える制度です。家庭裁判所に申し立てをして許可が出れば、養子縁組していた家との親族関係を終了できます。親族付き合いに悩んでいる方にとっては救済になりますね。



相談者

でも、死後離縁してしまったら、相続もできなくなりませんか？



その点は大丈夫です。死後離縁した場合でも、すでに生じた相続における相続人の地位に影響はなく、遺産を相続することができます。ですが、遺産を相続しながら扶養義務や祭祀を免れるためといった、明らかに不純な理由の場合、許可審判はされないので注意が必要です。



相談者

養親が亡くなった後に養子が離縁したら、養子の名字はどうなりますか？



原則は、縁組前の名字に戻ります。ただし縁組から7年以上たっていれば、離縁の日から3ヶ月以内に市区町村に届け出をすれば今の名字を続けて使うことも可能です。7年経過前の場合でも、社会生活に著しい支障があると認められれば、家庭裁判所の許可で例外的に名前を残せる場合もあります。

死後認知と死後離縁、どちらも難しく煩雑な手続きですので、もし進められる場合は専門家に相談されると安心です。

事例で  ひととく

相続レポート

The theme for report etc.

保険金の受取人は誰でもいいの？

相続には、あれこれ難しそうな用語や仕組みが多く、
不安に思う方も多いのではないでしょうか？
ここでは事例を通して、メリットや留意点をポイントをおさえて解説します。

Case 12. Lさんの場合

生命保険の契約を検討しています。

通常は配偶者や子を死亡保険金の受取人にするようですが、

私の場合は、長年連れ添ってきた内縁の妻や、

事業で共に苦労を重ねてきた共同経営者に、

私に万一のことがあったときにお金を残したいところです。

彼らを受取人に指定することはできるのでしょうか？

税務上はどのような扱いになるのか、気になります。

教えてください。

さっそく、この事例のポイントを解説します！ 

 **POINT-01**

受取人にできる範囲

生命保険の死亡保険金の受取人は、多くの保険会社で「被保険者の戸籍上の配偶者及び2親等内の親族（血族）」と定められています。

ただし、保険会社によっては、個別事情の詳細を報告することで、内縁関係にある者や婚約者、共同経営者など、一定の者を受取人に指定することを認める場合もあります。Lさんのように通常の範囲外の者を指定したい場合は、まず個別にご契約の保険会社に確認するとよいでしょう。

また、同一契約で2人以上を受取人に指定することもできます。その場合は、契約者が受取割合を決めます。契約後も保険期間中は、原則として被保険者の同意があれば、途中で変更することができます。

 **POINT-02**

税務上の取り扱い

契約形態によって、税務上の取り扱いが異なります。

ここでは、契約者＝保険料負担者＝被保険者＝被相続人の生命保険契約において、死亡保険金が税務上どのように取り扱われるのかを見てみましょう。

死亡保険金の受取人が、法定相続人（戸籍上の配偶者や子など）の場合

- 相続税の「みなし相続財産」として課税の対象になります。
- 生命保険金の非課税制度（「500万円 × 法定相続人の数」を上限に相続税を非課税とする制度）が適用できます。
- うまく設計することで、みなし相続財産として課税される金額を低く抑えることができます。

死亡保険金の受取人が、上記以外の者である場合

- 相続税の「みなし相続財産」として課税の対象になります。
- 生命保険金の非課税制度は適用できません。
- 全額が課税の対象となります。ご注意ください。

 **POINT-03**

その他の注意点：定期的な見直しを

保険期間中、指定した受取人が死亡した場合や、氏名が変わった場合は、各社所定の変更手続きが必要になります。

契約者や被保険者の変更と比べ、手続きもれが多いようです。定期的に受取人が誰になっているか確認することはもちろん、環境の変化によっては、受取人を変更した方がよいこともあります。状況に応じて、保障の見直しとともに適切な受取人を検討しましょう。

現代の多様なライフスタイルに寄り添う

みんなの+健康カルテ

今回のテーマ

スマホで疲れていませんか？

使いすぎは、脳にも心にもダメージが

便利なスマホも、使いすぎには注意が必要です。記憶力や集中力、言語力が低下したり、メンタルが不安定になったりと、身体に不調をきたす場合があります。

過剰な情報に触ることでの脳疲労や、ブルーライトの影響も心配ですが、インターネット上のコミュニケーションは孤独感やメンタル不調につながりやすいとの専門家の指摘もあります。

これらの症状は認知症の症状に似ていることから、正式な名称ではないものの、「スマホ認知症」と呼ばれることがあります。



スマホ認知症のチェックリスト

- 物忘れが増えた
- すぐに感情的になってしまう
- 寝るぎりぎりまでスマホを使っている
- 数日前の行動を思い出せない
- 道を覚えられない
- いろいろなことにやる気がでない
- 何をやるにも時間がかかる
- 漢字や単語が思い出せない

該当項目が多い方は、脳と心の疲れに要注意
使いすぎに気をつけて、健やかにお過ごしください

【これがポイント！暮らしの処方箋】

脳疲労を改善するために、今日から心がけたい3つの習慣

デジタルデトックス

意識的にスマホやタブレットなどの使用を控え、脳と心を休ませましょう。



リアルなコミュニケーション

人に会って話したり、同じ趣味を楽しんだり……。外出の機会も増やしてみませんか。



自分の頭で考える

スマホで調べる前に、まずは自分の頭で考えることがポイント。絵に描いてみるのもオススメです。

